

平成31年度新潟県相談支援従事者初任者研修実施要領

1 趣旨

新潟県相談支援従事者研修実施要綱に基づく相談支援従事者初任者研修の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 研修の目的

障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び適切なサービス等利用計画を作成するための過程及び要点を学ぶことにより、相談支援に従事する者の養成並びに資質の向上を図ることを目的とする。

3 実施機関

一般社団法人新潟県相談支援専門員協会（上越市西城町2-10-25）

4 期日・会場

【前期】

期日：平成31年6月26日（水）～28日（金）

会場：(6/26～27) 朱鷺メッセ（新潟コンベンションセンター）4階国際会議室（マリンホール）
（新潟市中央区万代島6番1号）

会場：(6/28) 新潟県自治会館 講堂（新潟市中央区新光町4-1）

【後期】

期日：平成31年9月5日（木）～6日（金）

会場：新潟県自治会館 講堂（新潟市中央区新光町4-1）

5 日程

別表のとおり

6 受講対象者及び定員

受講対象区分1 定員 80人

対象者 相談支援事業に従事しようとする者

受講内容 前期及び後期の全5日間を受講

受講対象区分2 定員 240人

対象者 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に従事しようとする者

受講内容 前期のうち、平成31年6月26日（水）～27日（木）の2日間を受講

受講対象区分3 定員 20人

対象者 市町村又は県地域振興局において障害福祉に係る業務に従事する者

受講内容 前期のうち、平成31年6月26日（水）～27日（木）の2日間を受講

（なお、希望する場合、他3日間（前期3日目及び後期）の聴講も可とする。）

7 受講申込

(1) 申込方法

別記様式「受講者推薦及び申込書」に必要事項を記入し、法人等の代表者による推薦（要代表者印）を付したうえで（区分3は公印不要）、必ず郵送で送付する（メールやFAXは受け付けない）。

(2) 申込先及び申込締切り（※対象区分によって異なるので注意すること。）

受講対象区分1：相談支援従事者

- ・事業所が所在する市町村の障害福祉担当課まで、必ず郵送で送付する。
- ・市町村への申込締切り 平成31年5月10日（金）必着

受講対象区分2：サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

受講対象区分3：行政職員

- ・下記申込先まで、必ず郵送で送付する。

申込先：〒950-8570 （住所記入不要）

新潟県福祉保健部 障害福祉課 在宅支援係

「相談支援従事者初任者研修」担当あて

- ・申込締切り

平成31年5月17日（金）必着

8 受講者の決定

(1) 申込者多数の場合は、受講理由や実務経験等を基準に、受講者数を調整する。

(2) 受講可否通知は、**6月上旬**を目処に受講者の所属する事業所長宛てに郵送する。また、受講対象区分1に限り、市町村にも受講可否を通知する。受講可否通知が届かない場合は、県障害福祉課（担当：在宅支援係 古川）まで連絡すること。

9 研修会費用

参加費は受講決定時に通知する指定口座へ振り込むこと。

（区分1：10,000円、区分2：4,000円、区分3：2,000円）。

10 受講対象区分1の実習課題

受講対象区分1については、後期研修の前に実習課題（実際の事例を選定し、ケアマネジメントプロセスに基づいてアセスメント票やサービス等利用計画案等を作成する）を提出することを要件とする。詳細については、前期研修の実習ガイダンスで説明する。

11 留意事項

修了証書又は受講証明書の交付にあたっては、定められた全日程の受講を条件とし、遅刻・途中退席は原則認めない。なお、区分3の受講者については、修了証書等の交付は行わない。

公共交通機関の遅れ等により、やむを得ず遅刻・欠席をする際は必ず下記に連絡をする。

（連絡先：事務局（みんなでききる相談センター）025-520-8970）

12 その他

- (1) 受講対象区分1の修了者については、原則として市町村、地域振興局健康福祉（環境）部及び県障害者地域生活支援センターに名簿を提供する。
- (2) 自治会館については、駐車場の不足が予想されるため、可能な限り公共交通機関を利用する（自治会館周辺の駐車場は有料で、駐車可能台数及び車高に制限あり。なお、県庁外来駐車場は使用できないので注意すること）。

【参考：各研修の位置づけ】

◆受講対象区分1（相談支援従事者）の方へ

1 相談支援従事者研修の受講対象者及び目的について

○「相談支援従事者初任者研修」

相談支援専門員の資格取得及び相談支援専門員の資格を有するが相談支援に従事していない者があらためて相談支援に従事するために相談支援の基礎を習得することを目的とします。

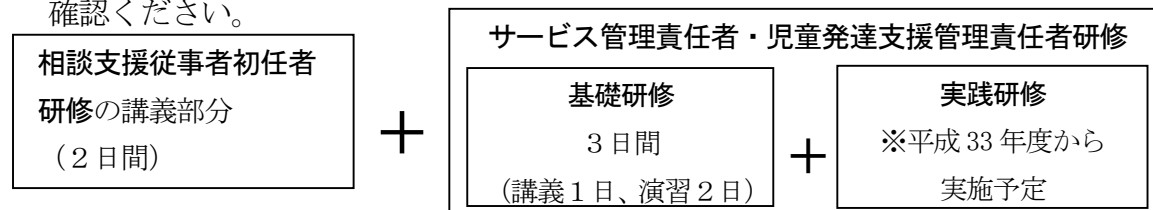
○「相談支援従事者現任研修」

相談支援専門員の資格を有し、現に相談支援に従事している者のスキルアップを目的とします（5年に1度受講する必要があります）。

- 2 以前サービス管理責任者研修受講のために、相談支援従事者初任者研修の講義部分（2日間）のみを受講した方が、相談支援専門員の資格を取得するためには、改めて全日程（5日間）を修了する必要があります（分割受講はできません）。

◆受講対象区分2（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者）の方へ

- 1 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格取得のために必要な研修は、以下のとおりです。なお、今年度から研修カリキュラムが改正されたので、詳細はサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修の実施要領をご確認ください。



- 2 サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修を受講予定の方は、先に相談支援従事者初任者研修の講義部分（2日間）を受講する必要があります。なお、過去に当該研修を受講済みの方は、改めて受講する必要はありません。
- 3 サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修の受講については、別途申込みが必要です（4月中旬頃通知予定）。